

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2002-20498(P2002-20498A)

【公開日】平成14年1月23日(2002.1.23)

【出願番号】特願2000-211438(P2000-211438)

【国際特許分類第7版】

C 0 8 J 3/16

A 6 1 K 7/00

A 6 1 K 7/02

A 6 1 K 7/025

A 6 1 K 7/031

A 6 1 K 7/032

A 6 1 K 7/04

C 0 8 L 101/00

C 0 9 B 67/02

C 0 9 C 3/10

【F I】

C 0 8 J 3/16

A 6 1 K 7/00 A

A 6 1 K 7/00 J

A 6 1 K 7/02 P

A 6 1 K 7/025

A 6 1 K 7/031

A 6 1 K 7/032

A 6 1 K 7/04

C 0 8 L 101/00

C 0 9 B 67/02 Z

C 0 9 C 3/10

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月15日(2004.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリエチレン、ポリスチレン、ナイロン樹脂、テフロン及びエチレン・酢酸ビニルコポリマー(EVA)よりなる群から選ばれた少なくとも1つの熱可塑性樹脂並びに少なくとも1種の化粧品法定色素から実質的になる略球状の複合粉体。

【請求項2】

ポリエチレン、ポリスチレン、ナイロン樹脂、テフロン及びエチレン・酢酸ビニルコポリマー(EVA)よりなる群から選ばれた少なくとも1つの熱可塑性樹脂並びに少なくとも1種の化粧品法定色素から実質的になる略球状の複合粉体を配合した化粧料。

【請求項3】

口紅、頬紅、ファンデーション、マニキュア及びアイカラーよりなる群から選ばれた請求項2記載の化粧料。

**【請求項 4】**

熱可塑性樹脂及び少なくとも 1 種の化粧品法定色素から実質的になる熱可塑性樹脂組成物を、この組成物と相溶性のない分散媒と共にこの組成物の融点以上の温度に加熱して混合し、微粒子に分散する工程、及び

得られた熱可塑性樹脂組成物の微粒子をその融点以下の温度に冷却して、平均粒径が 1  $\mu\text{m}$  以上 10  $\mu\text{m}$  以下の略球状の複合粉体とする工程、

を含むことを特徴とする

略球状の複合粉体の製造方法。